

2015年12月22日

法務大臣 岩城光英 殿

### 津田寿美年さん、若林一行さんに死刑が執行されたことに抗議します

12月18日東京拘置所で津田寿美年さん、仙台拘置所で若林一行さん二人に死刑が執行されました。私たち日本キリスト教婦人矯風会は創立以来129年、平和と人権が尊重される社会の実現を願って活動を続けてきました。人の命はすべてひとしく尊重されるべきであるとの思いから矯風会は死刑の廃止を求めて度々要請を行ってきました。

死刑廃止は世界の潮流であり、国連自由権規約委員会からは日本政府に対して死刑についても数々の厳しい指摘を受けています。

人の命を奪う加害者の行為は決して許されるものではありません。被害者の無念、ご遺族の悲しみ、苦しみは私たちの想像を超えるものだと思います。しかし、国家の手によって命を抹殺するという死刑によって、被害者ご遺族の悲しみがぬぐわれ、癒されるものではないのです。私たちの社会が罪を犯した人を排除することでは解決にならないのです。

特に今回の津田寿美年さんは裁判員裁判で横浜地裁一審判決後、控訴を取り下げたため死刑確定者となり、裁判員裁判の市民の判断による初めての死刑執行になりました。市民の判断が死刑執行にいたったことは参加裁判員に精神的に過大な負担を負わせることにもなりました。

冤罪問題に限らず、裁判員裁判による死刑判断等多くの問題を死刑制度が持っていることがさらに明確になったにも拘わらず、死刑が執行されたことに強く抗議します。この上は死刑制度について真摯に向き合って見直し、あらゆる意味で残虐な死刑の執行停止をしてください。死刑制度廃止を真剣に検討することを要請します。

公益財団法人 日本キリスト教婦人矯風会

〒169-0073 東京都新宿区百人町2-23-5

公益財団法人日本キリスト教婦人矯風会 電話 03-3361-0934 FAX 03-3361-1160